

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」（以下「低入札調査試行要領」という。）に基づく失格基準価格等を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

- 1 予定価格が100万円を超えWTO適用基準額未満の工事
- (1) 「低入札調査試行要領」第5により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
- (2) 「低入札調査試行要領」第4により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効（失格）又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」をご覧ください。
- 3 県では、週休2日工事、ICT活用工事を積極的に推進しています。詳細については、「週休2日工事実施要領」、「ICT活用工事の実施方針」をご覧ください。
- 本件は「ICT活用工事の実施方針」に基づき、ICT技術の活用が可能な建設工事です（施行者希望型）。
- 4 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜打ち審査の実施を決定した場合は、発注機関の長より通知しますので、あらかじめご承知ください。
- 5 本工事は、工事成績評定の対象~~→対象外~~です。

令和8年（2026年） 9月24日

長野県飯田建設事務所長

記

○ 入札の方式	総合評価落札方式（工事成績等簡易型）
1 工事の概要	
(1) 工 事 名	令和8年度 国補道路メンテナンス（橋梁）工事
(2) 工事箇所名	県内一円 飯田管内一円 橋梁補修（（一）上飯田線 喬木村 牧立橋他5橋）
(3) 工事概要	橋梁補修工 N＝6橋 牧立橋 床版補修工 一式、橋面舗装工 A＝381m2、主桁塗装工 A＝285m2、下部工補修工 一式 石樽橋 主桁塗装工 A＝199m2、下部工補修工 一式 木樽橋 伸縮装置補修工 一式、床版補修工 一式、橋面舗装工 A＝155m2、主桁塗装工 A＝278m2 中反橋 橋面舗装工 A＝118m2、床版補修工 一式、下部工補修工 一式 胡桃沢橋 床版補修工 一式、橋面舗装工 A＝217m2、主桁塗装工 A＝217m2 河原田橋 高欄補修工 一式
(4) 工 期	工事開始日から 約 380日間（債務負担行為設定済） （ただし、この工事は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、工事開始期限は令和8年12月1日です）

- (5) 支 払 条 件

前 金 払

原則として1件の請負代金額が100万円以上の工事等について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。ただし、前払請求は工事開始日からできる。
- 部 分 払

原則として1件の請負代金額が50万円以上の工事等について、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定による範囲内で部分払する。
- 支払限度額

各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定しております。
令和8年度 請負代金の約3%の金額
令和9年度 請負代金の約97%の金額
ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まですべて満たしていることが必要です。

(1) 入 札 参 加 資 格 業 種	土木一式工事
(2) 資 格 総 合 点 数	1 0 2 1 点以上
(3) 同 種 工 事 の 実 績 又 は 専 門 性 の 有 無	橋梁上部工の新設又は橋梁補修(橋梁上部工)工事の実績を有していること。 ※施工実績を求める場合の「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成23年4月1日から令和8年9月23日（公告日の前日）までにしゅん工した工事が該当します。
(4) 県 工 事 の 契 約 実 績 に 関 する 要 件	な し
(5) 特 定 建 設 業 の 許 可 に 関 する 要 件	あ り
(6) 営業所の所在地に関する要件	県内に本店を有していること。
(7) その他の参加資格要件	・主任(監理)技術者として、1級土木施工管理技士又はそれと同等の資格者を配置できること。 注) 上記の資格要件の詳細については、建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕の「別紙1」に記載してあります。

3 入札手続等

手 続 等		期 間・期 日・期 限	場 所
設計図書等の閲覧		令和8年 9月24日（木）から 注) 1 のとおり	飯田市追手町2－678番地 飯田建設事務所
設計図書等の入手方法	申請書等	令和8年 9月24日（木）から	入札情報システム アドレス https://www.pref.nagano.lg.jp 注) 2 のとおり
	閲覧設計書、位置図、条件明示書、各種計算書等の掲載可能な図書		
質 問 書 の 受 付		令和8年 9月25日（金）から 令和8年10月 2日（金）午後5時まで 8日間	飯田市追手町2－678番地 飯田建設事務所 総務課 FAX番号 0265-23-1699 E-mail iidaken-somu@pref.nagano.lg.jp

回 答 の 閲 覧 期 間	令和8年 9月28日（月）から 注）3のとおり 最終回答期限 令和8年10月 6日（火）	入札情報システム アドレス https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法	電子入札のみ	
入札書等提出開始日 及び 入札書等提出期限	①入札書等提出開始日 令和8年10月 7日（水） 注）4のとおり ②電子入札書等提出期限 令和8年10月14日（水）午後1時まで 注）5のとおり	
開 札 日 時	開札： 令和8年10月20日（火）午前9時から 注）6のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ掲載します。	飯田市追手町2－678番地 飯田建設事務所
予定価格、開札後公表 設計書、価格以外の評 価結果の公表	令和8年10月21日（水）	
予定価格、価格以外の 評価結果に対する 疑義申立て	令和8年10月21日（水）から 令和8年10月22日（木） 正午まで 2日間	飯田市追手町2－678番地 飯田建設事務所 総務課 FAX番号 0265-23-1699 E-mail iidaken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日	令和8年10月22日（木）	
落 札 予 定 日	令和8年10月30日（金） 注）7のとおり	
入 札 結 果 の 公 表	落札決定した日の翌日 注）8のとおり	

- 注）1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- 2 入札情報システム（この入札公告をダウンロードしたホームページ）からダウンロードできます。
- 3 質問内容により回答の閲覧（入札情報システムへの掲載）に日数が掛かる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 4 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 5 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時（休日を除く。）です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 6 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時刻が遅れる場合があります。
- 7 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 8 開札状況及び入札結果の公表は、長野県公式ホームページ（入札情報システム（<https://www.pref.nagano.lg.jp>））に掲載するとともに、飯田建設事務所において閲覧により公表します。

9 価格以外の評価結果（技術提案に対する評価を除く）について疑義がある場合は、結果を公表された日を含めて2日間（休日を含まない）の受付期間（受付最終日の締め切り時間は午前12時とする）に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目（技術提案項目を除く）について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。

- ア 受付場所 別記「入札担当（問合せ先）」に同じ。
- イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について（様式17号）」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。
- ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

1) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）
総合評価の落札者決定基準は、別添1－1に記載のとおりです。

2) 入札時に提出が必要な資料 ※総合評価落札方式（工事成績等簡易型）

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札 実施要領	①入札書 ②工事費内訳書	(1)電子入札の場合 ②は通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」の内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、別記「入札担当（問合せ先）」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書（様式5-3）を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/yousiki.html) に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料（スクリーンショット等）も提出してください。（上記URLに参考様式を掲載） ファイル容量は全体で3MB以下としてください。
総合評価落札方式 実施要領	③価格以外の評価点申請	(2)①②及び③の何れかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料（スクリーンショット等）は、この対象とはしない。 (3)③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分に精査してください。

3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料 ※総合評価落札方式（工事成績等簡易型）

本件においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上ある時は、建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕7（4）による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の、入札参加資格要件及び総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、飯田建設事務所長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、次に掲げる書類を持参提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札 実施要領	① 当該入札に係る契約予定日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営事項審査結果通知書」又は「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」の写 ② 「同種かつ専門性」の工事の契約書及びその工事内容の分かる工事内訳書等の写 ③ 配置技術者に関する書類の写（資格取得者証、工事経歴書並びに市町村民税特別徴収税額通知書等の開札日以前3か月以上の恒常的な雇用を証する書類） ④ 入札公告日から3か月前の日以降に交付された「納税証明書」（県税について未納の徴収金のない証明書）の写 ⑤ （契約額（税込み）が4,500万円以上（建築一式は9,000万円）以上の場合）建設業法第7条第2号（又は第15条第2号）に規定する営業所の専任の技術者を記載した配置技術者名簿一覧 ⑥ 監理技術者を配置技術者とする場合は監理技術者資格者証の写、または、下請金額の総額が5,000万円未満で監理技術者を配置技術者とし不在の場合は次の事項を記した（添付した）誓約書 ・ 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額 ・ 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表	
総合評価落札方式 実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1－1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書（様式5－8号）により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

4) 価格以外の評価内容の確保等

- (1) 飯田建設事務所長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取消することがあります。
- (2) 飯田建設事務所長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては、以下のとおり取り扱うものとします。
 - ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第47条第6号による契約解除を行うことができるものとします。
 - イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。
 - ウ 工期短縮等の技術提案の評価点、または工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。
 - エ 工事（業務）成績評定においてマイナス評価とします。
- (3) 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

5) その他

- (1) 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。
- (2) 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等（閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む。）・指導事項、数量計算書、設計図面）について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、飯田建設事務所長から回答を得るものとしてください。

○ 食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む。）・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますので御留意願います。）

6 その他の入札条件

「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」、「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」（Q&A）、「受注希望型競争入札に関する質問・回答」（Q&A）、「長野県電子入札システム利用規約」に示すとおりです。

7 入札担当（問い合わせ先）

飯田建設事務所総務課 飯田市追手町2-678番地
TEL 0265-53-0449
FAX 0265-23-1699 担当 玉井

8 設計図書等の入手方法について

入札情報システムによる工事設計図書等の公表期間は、公告の日から1年間です。

9 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。（工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません）

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第29条第1項第4号の取扱いとし「入札書の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

10 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。